

魚津市オープンデータ推進ガイドライン

1. ガイドライン策定の背景及び趣旨

全国的に少子高齢化や人口減少が急速に進むなか、当市においても若者の減少をはじめとした人口減少問題に直面している。また行政に対する住民からのニーズは拡大・細分化し、限られた財源や人材では、住民の求めるニーズすべてに対応することは難しい状況である。

一方、住民自らの手でプログラミングやIT資源などのテクノロジーを生かし、自らの住む地域を良くしていこうとする活動が拡がりを見せ、行政に依存せず自分たちの手で必要なものを作るという機運が高まりつつある。

このような状況を踏まえ、積極的に市が保有するデータを公開し、その活用を推進することで、様々な地域課題の解決を図ること、また市政の透明性の向上や行政の効率化に取り組むことを目的として、オープンデータを推進し、基本的な方針や取組みの方向性を定めるものとする。

2. オープンデータ推進の目的

① 住民参加・協働を通じた地域課題の解決

公的データを公開し、市民協働による多角的な目線から様々な地域課題の解決を図る。

② 住民サービスの向上

市民の共有財産である公的データは、広く活用されるべきであり、活用推進により安全に安心して暮らせる社会の実現に努める。

③ 市政の透明性・信頼性の向上

データ公開により、行政の透明性や信頼性の向上を図り、市政の見える化に取り組む。

④ 行政の効率化

データ活用によって得られた情報を根拠として政策の企画が行われることで、効果的で効率的な行政運営を推進する。

⑤ 地域経済の活性化

公開されたデータを利用した多種多様な分野における新ビジネスモデルが創出される土台を整え、地域経済の活性化を図る。

3. オープンデータの基本原則

① 市が主体となり積極的にデータを公開する。

② 機械判読に適したデータ形式で公開する。

- ③ 活用が見込まれるデータは、可能な限り迅速に公開する。
- ④ 活用に関する制限を原則設けず、積極的な活用を推進する。

4. データ公開に関する考え方

- (1) 市の保有する公的データについては、積極的に公開し、以下に示すデータについて公開の対象とする。
 - ①原則として市が既に公開している情報は、オープンデータの対象とする。
 - ②行政組織内部で分析や行政判断の目的で作成された資料等の内部資料についても、オープンデータの対象とする。
- (2) 以下（ア）～（エ）の場合、情報は公開しないものとする。
 - （ア）個人情報が含まれるもの
 - （イ）国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - （ウ）公開によって、特定の個人・団体が不利益を被ると考えられる情報
 - （エ）その他、情報公開制度における「不開示情報」にあたる情報

5. オープンデータの公開方法

オープンデータとして提供するデータは、魚津市ホームページのオープンデータ専用ページで公開するものとする。

6. オープンデータの公開ルール

① データ形式

データ形式については、アプリ作成やデータ分析が容易に行えるよう、機械判読に適したデータ形式で公開するものとする。ただし、職員のデータ公開作業に係る負荷を軽減することを目的として、非デジタルデータについてはスキャン等の方法を採用する。

② 公開するデータに関する著作権

オープンデータとして公開するデータは、原則クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを表示し、二次利用の際のルールを示すものとする。データ公開にあたっては、「魚津市は、利用者が該当コンテンツを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない」旨や、「編集・加工した情報を、あたかも魚津市が作成したかのような態様で公表・利用することは禁止する」旨の二次利用の免責事項を利用規約に盛り込むものとする。

③ 市保有以外のデータについての考え方

地域課題解決や市民生活に密接にかかわるデータについては、当市非保有データであっても積極的に公開するようデータ保有者に働きかけることとする。

④ 公開済みデータの更新についての考え方

データについては可能な限り迅速に公開することとし、公開データの鮮度維持のため、可能な限り適時適切な更新を行うこととする。なおデータ公開に当たっては、当該データの情報の時点や、更新日時等の補足情報を可能な限り明示するものとする。

⑤ 利用者ニーズの反映についての考え方

オープンデータ推進にあたっては、利用者のニーズを可能な限り反映することとし、潜在的なニーズについても考慮し、データ公開に取り組むこととする。

7. 利用促進に向けた取組み

- ① データ利活用に関する提案や新規データの公開依頼を集約する窓口を設置し、提案や依頼があった場合はその内容を検討し、可能な限り速やかに対応を行う。
- ② オープンデータの意義、効果、推進については、継続して市民や民間企業、職員等への周知・啓発を実施する。
- ③ 市民や事業者、各種団体からデータを収集する際や業務委託によりデータを作成する際は、オープンデータを念頭に置き、そのデータ形式に配慮する。

8. オープンデータの維持管理体制

オープンデータの更新や完全性・可用性等の維持管理は、情報広報課情報政策係で行うものとする。また、魚津市ホームページのオープンデータ専用ページについても同様とする。

9. ガイドラインの改定

今後の技術動向や地域情勢の変化、国の動向を踏まえ、必要がある場合、本ガイドラインの見直しを行うものとする。